

基調講演

核兵器のない世界をめざして — 核兵器の非人道性の克服 —

日本赤十字社 長崎原爆病院名誉院長 朝 長 万左男

はじめに

近年、核兵器の非人道性が世界的コンセンサスとなってきた。非人道性に基づき、核兵器を法的に禁止する多国間交渉がいよいよ国連の場において2017年に実現する勢いである。この動きは150カ国に上る非核保有国と市民社会を代表する多数の NGO によって主導されている。一方、安全保障を核抑止政策（拡大抑止政策を含め）に依存する核保有国とその同盟国の日本・NATO 諸国などは、法的禁止が時期尚早であり、拙速な条約成立は安全保障上、リスクを伴うことを主張し、両グループ間の対立が先鋭化している。この基調講演では、核兵器の非人道性の認識が切り拓きつつある核廃絶への道にはだかる障碍を明らかにし、その克服について考える。

1. 非人道性の世界的コンセンサスと国際政治

核兵器の非人道性に関する認識の高まりは、1970年に発効した核不拡散（NPT）条約が、その第6条で「各締約国は核競争の早期停止と、核軍縮を誠実に行う約束」を核兵器国及び非核兵器国すべてに求めているにもかかわらず、遅々として進展しない核廃絶プロセスの現状に対する不満が、特に核兵器国に向けて、非核兵器国と市民社会に鬱積していることを背景としている。

2009年には就任間もないオバマ米大統領は、ブラハ演説において「米国は、核兵器を使用した唯一の国として道義的に責任があり、核兵器のない世界の平和と安全を追求すること」を約束し、ノーベル平和賞を受賞した。

1863年の設立以来、自然災害・戦争・紛争において中立的機関としての救援活動と国際人道法の確立に貢献してきた国際赤十字委員会（ICRC、本部ジュネーブ）は、2010年のケレンベルガー ICRC 会長の声明以来、核兵器の非人道性をあらためて指摘し、核爆発の被害を予防することは事実上不可能であり、根本的には核廃絶以外に方策がないことを主張してきた。この動きはただちに2010年の NPT 運用会議に反映され、「核爆発のもたらす結末についての深刻な憂慮」が最終文書に表明された。

国際的には、このような流れにのって世界で初めての「核兵器の非人道性に関する国際会議（International Conference on Humanitarian Impact of Nuclear Weapons）」が2013年2月オスロで開催され、その後2014年の第2回（メキシコ）と第3回（ウイーン）が続いた。非人道性に関する科学的知見から倫理的知見まで網羅して、多くの発表と討議が行われた。その集大成とも言うべき「オーストリアの誓約」と呼ばれる文書が120カ国の賛同を得て、2015年 NPT 再検討会議に提出された。これは後に「人道の誓約（Humanitarian Pledge）」と改称されている。

その後、オーストリア、メキシコ、エジプトなどの非核兵器国が中心となり、これに ICAN（International Campaign for Abolition of Nuclear Weapons）などの国際 NGO が加わり、国連の場で議論を牽引し、非人道性に基づき核兵器を法的に禁止する方向性を目指す多国間交渉を2017年に開始する提案が、本年10月に第1委員会において多数決で可決されている（賛成123、反対38、棄権16）。日本政府はこの種の決議で初めての反対票を投じた。この決議は、いよいよこの12月中に国連総会に付され、間違いなく決議されると思われる。

しかし、この流れは核兵器国側の受け入れるところとはならず、核軍縮・核廃絶の運動は、分断の危機を生じつつある。唯一の核兵器の戦争使用の被害国となり、核廃絶を主導することを国策としてきた日本政府が、同様の危惧を表

明して、反対にまわったことは国内外を驚かせた。核兵器条約の法的禁止に多数決論理で突き進む非核兵器国側にとって、核兵器国側のこの態度は、今や人類にとって最大級の難しい政治課題を突きつけている。

本年5月27日、オバマ大統領は広島をはじめて公式に訪問し、原爆犠牲者の冥福を祈った。しかし米国による非人道兵器使用について謝罪はなく、人類（米国）が1945年に核時代の幕を拓き、冷戦時代の核兵器競争を招来したことを、科学と軍事の結合による人類の英知のよるものとし、人類の生存をも支配するに至った核兵器の廃絶を実現する英知の創造には未だ至っていないことを吐露するにとどまった。核なき世界の唱道者のオバマの退任も間近となり、次期大統領に決定したトランプ氏の核政策はまだ予見できてない。近未来における核廃絶の動向には不透明感が漂っている。

2. 非人道性をめぐる日本と世界の歴史

1) 広島・長崎（1945年）以前

米国政府および軍部内において原爆に非人道兵器の懸念が存在したことが米国の歴史学者の研究から明らかにされている。例えば当時欧州戦線の最高司令官であったアイゼンハワー将軍は戦争使用に反対している。しかしトルーマンの最終的な投下の決定には影響しなかった。

2) 広島・長崎（1945）直後

鈴木（終戦）内閣はスイス政府を介して非人道兵器の指摘をして、米国に抗議している。広島に早期に入市し救援活動をしたICRC派遣のマルセル・ジュノー博士の報告には、非人道性の指摘が含まれており、ICRCの本部は直ちに世界の支部に通知した。長崎では、原爆被爆者780名を収容した大村海軍病院長の泰山弘道少将は彼らの惨状に驚愕し、原爆の被害が毒ガスなど国際人道法で禁止されている兵器のそれをはるかに上回る非人道性を示していることを長崎県知事を通してICRCへ電報で知らせている。

3) 下田判決（1963年）

原爆裁判と呼ばれる日本政府を相手とする被爆者の賠償訴訟において、広島

と長崎への原爆投下の違法性を認定した判決である。現在唯一の核兵器の非人道性に関する裁判所の判断である。賠償請求は退けられている。原告の下田氏の名前で下田判決と呼ぶ。

4) 国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見 (1996年)

国連総会の発議に基づく裁判所の勧告的意見として「核兵器の使用は一般的には国際人道法に反するが、一国の危急存亡の場合にその使用が禁止されるかどうかは判断できない」という付帯条項が付けられた。この点で核兵器の使用に例外規定があり得る曖昧さが残ることとなり、現在においてもこの論点は、核兵器禁止条約についての議論において核抑止論に立つ核保有国などの主張に一定の根拠を与えることになった。

5) 播基文国連事務総長の5項目提案 (2008年)

相互に補強し合うような複数条約により核兵器の法的制約を目指すという第1項のほか高度の検証をとまなう禁止条約の考え方を示し、すでにプエルトリコなどから国連に対して提案されているモデル禁止条約が参考になるとした。

6) 2010年の ICRC ケレンベルガー会長の声明

7) 2010年 NPT 再検討会議における非人道的結末の憂慮表明

8) 2013～2014年 核兵器の非人道性に関する国際会議 (第1回オスロ、第2回メキシコ、第3回ウイーン)

3回の人道会議の結論として、オーストリアは以下のような総括を行っている。核爆発の影響は国境を越え、人体影響を含め長期に持続し、都市に対して壊滅的であり、ひいては国境を越えて地球環境を損ない、飢餓などにより人類の生存を脅かす。核実験の爆発も同様である。核兵器が存在する限り、事故や誤算による核爆発のリスクはつきまとい、これを完全に防ぐための唯一の保証は核兵器の完全廃絶である。核爆発がいったん起これば、人道的な対応や医療救援活動は不可能となり、根本的には爆発の予防しかない。現時点では核兵器の保有を始め、移送、製造、使用を禁止する包括的な法的規範がなく、ここに法的ギャップが存在する。核兵器の爆発がもたらすこのような壊滅的結末は、法的にもまた倫理上も問題である。

9) 2015年 NPT 運用会議における非人道性をめぐる議論

オーストリアが主導し159カ国ステートメントが提出され議題となった。その骨子は核兵器の爆発の壊滅的結末、爆発の即時の人道的緊急事態への対応が不可能、二度と使用されないことが人類の利益に直結、核兵器が決して使用されない保証は核兵器の全廃であることなどである。この内容はすでに触れた「オーストリアの誓約」とほぼ同じである。

これに対してオーストラリアの主導により米国との同盟国を多く含む26カ国（日本も含まれる）共同ステートメントも提案された。これは核兵器の非人道性を強調すると同時に、核兵器国が実質的に参加する取り組みが必要であり、核兵器の大幅な削減の実現のためには、世界レベルで核兵器の安全保障の側面も、人道的側面と同じ比重で重要視する必要性を説いている。このオーストラリア案は核兵器国の参加による建設的な取り組みが必須であり、非核兵器国のみでの取り組みでは実現性に乏しいことを主張している。

この NPT 運用会議の最終文書は不成立に終わったが、いくつかの重要な事項が国連総会に提案される運びとなった。

10) 2015年12月国連総会における核兵器の法的禁止の枠組み協議を促進する 公開作業部会 Open-ended Working Group (OEWG) の2016年開催 決定

総会の多数決によって2016年に3回の OEWG がジュネーブにおいて開催されることが決定した。

11) 2016年3回にわたる OEWG 会議

核兵器の禁止の法的枠組み協議を国連において2017年に開始すべきとする最終決議が多数決で採択され、国連総会第1委員会に提案された。この決議に日本は棄権した。

12) 2016年10月国連第1委員会決議

OEWG の決議を受けて討議が激しく行われ、多国間交渉会議を2017年に2回行う決定が多数決で賛成多数で決定した。賛成123、反対38、棄権16。日本は核兵器国に同調して反対に回った。中国、オランダ（NATO 国）は棄権、北朝鮮は賛成した。

日本の反対の理由は、禁止条約は時期尚早であり、国際安全保障の阻害要因となり、危険でもあるというものであった。また核兵器国の参加しない協議は無意味であることなどである。多くの非核兵器国が賛成する中、唯一の被爆国日本が自国の核抑止政策の理論を越える政策変更（パラダイムシフト）を決断できなかったことになる。しかしその後、日本政府は2017年の会議自体へは参加することを表明し、岸田外務大臣は核兵器国への働きかけなどの橋渡しの役割を積極的に担うと述べた。

以上が経時的に追った核兵器の非人道性をめぐる国内外、特に国連を中心とした議論と決議の概要である。国連の多数決原理でここまで非核兵器国が主導して来たが、いよいよ2017年に2回の核兵器禁止条約の法的枠組みを巡る多国間協議が開始される。

3. 広島・長崎にみる非人道性のエビデンス

ここで唯一の被爆国日本が体験した核爆発がもたらした被害を人道的な観点から振り返ってみる。これらは日本政府の代表団の一員として出席した著者が、核兵器の国際人道会議の第1回オスロおよび第2回メキシコで、開催国のノルウェーおよびメキシコ政府の依頼で長崎・広島の悲惨な体験を講演したものである。

1) 無警告

広島・長崎の原爆投下の直前に米軍は大量の宣伝ビラを日本全国に撒いている。都市名を挙げて日本政府の降伏がない場合、どれかを爆撃するので退去するよう促している。しかしこれらの都市の名前には広島も長崎も含まれておらず、事実上の無警告投下となった。

2) 無差別

兵士と市民、成人と高齢者・子供、軍事施設と民間施設などいわゆる戦争法で禁じられている標的が含まれることを当然の前提として、市民活動のピーク時に原爆は投下されている。

3) 大量殺戮（虐殺）と都市壊滅（通信・インフラ・医療機関の壊滅）

その結果、死傷者数は両市併せて20万人を越え、未曾有の都市破壊となった。インフラ、特に病院等の医療施設と医療スタッフの死傷により救護活動は不可能となった。

4) 爆風・放射線・熱線による毒ガスを上回る苦痛（急性障害）

原爆の物理力の3要素が複合して多くの被爆者を早期に死に至らしめた。

5) 生涯持続性の放射線後遺症（後障害）

かろうじて生き延びた人々は長期に持続する白血病・癌・多重癌・心筋梗塞などの後障害に苦しむこととなった。特に白血病と癌は70年後の現在も持続しており、1945年の瞬間的な放射線被曝の人体影響が生涯持続性であることを証明している。その根本原因は、人体を構成する臓器の細胞が被曝することによって細胞の遺伝子を担うDNAの二重鎖切断が生じ、その修復過程で遺伝子にエラーが起こることが解明されている。

6) 生涯持続性の精神的影響

原爆で悲惨な体験をした人々が70年後の現在もうつ病・鬱状態などの精神症状に悩まされ続けていることが明らかにされている。外傷後ストレス障害（PTSD）も見られる。

7) 100万人都市に対する16キロトン原爆及び1メガトン水爆の攻撃を受けた場合の都市インフラ被害および人的被害のシミュレーション

現代都市がかなりの強靱な建築物やインフラで建設されているにもかかわらず、原爆と水爆の被害は今日でも許容できる範囲を超えており、特に水爆の場合の人的被害の規模は死傷者が80万人に達することが推計された。また救援活動はインフラの破壊によりほとんど実質的な効果を上げることはできないことも推定された。

4. 非人道性の倫理哲学面におけるジレンマ

ここで、個々の市民レベルにおいて恐怖と欠乏をもたらし人間の安全保障を破壊する核爆発の恐るべき非人道結末の認識をもってしても、それが直ちに核

抑止論に立つ核兵器国や日本などの同盟国の核政策にパラダイムシフトをもたらすことができない現実に触れておきたい。これは日本が抱える大きなジレンマでもある。

一国の安全保障の根幹には国民の安全保障、すなわち生命と安全に対する国家の責任と義務を果たす場合、「一種の人道観念」が核兵器国と核兵器依存国に潜在することを指摘しなければならない。1996年のICJの勧告的意見が特に付帯意見として言及した、国家が危急存亡に直面し、国民の生命を保証できない危機が迫った状況においては、これを回避する究極の手段として核兵器の使用を不可欠と国家が考えることについては違法かどうか判断ができないとした箇所に係わることである。

人間の安全保障を中心においた核兵器の非人道性のコンセンサスに対して、国家の核抑止政策を基礎とする安全保障をその上位に置く考え方が持続していると言わざるを得ない。冷戦期にやむにやまれぬ敵対関係が戦争まで広がることを、相互確証破壊の理論に基づく核抑止論で克服しようとした米ソの指導者の思考が、冷戦後20年を経てもなお現実の国際政治の場で生き続けている現状を直視すると、非人道性認識から核なき世界に到るプロセスにおいて克服しなければならない壁は厚いと言わざるを得ない。

ICANなど市民社会の代表的NGOは「人間の安全保障主義」に立ち、核兵器禁止条約を成立させることによって、規範を先行させることがその解決策の一つになると考える。条約が大多数の非核兵器国によって成立すれば、自ずから規範となって核兵器国にも次第に浸透していき、その規範に従わざるを得なくなるという、やや楽観主義的な考え方である。核なき世界の実現を目指すことを表明している核兵器国の米国や日本のような一部の核依存国は規範に従い、条約に署名するかもしれないが、すべての核保有国がそうなるとは楽観視できない。

米国や日本はこれまでも人道会議の場に参加し、すでに核兵器の非人道性を認めている。特に日本は唯一の被曝国としてその認識の度合はきわめて高い。国家の安全保障を現実的には優先政策とせざるを得ない世界政治の現状に鑑みて、当面は核抑止政策を維持するが、やがて核による抑止が不要な世

界を実現できるとこれらの核依存国は考えており、現在唯一存在する法的枠組みのNPT条約に依拠しつつ、CTBT批准の貫徹、核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の成立などを目指し、ステップ・バイ・ステップ(あるいはブロック積み上げ方式)でそのような世界を実現し行くことが、核なき世界を安全に確実にもたらす近道であるとする考え方である。

人間の安全保障を優先しすぎると国を危うくし、この状況は翻って国民の生存のリスクを高め、危険であるとするこの考えかたに対し、現在多数派を形成するに至った核兵器禁止条約推進派が、上述したように規範の成立で乗り越えようとすることはやや理想論に傾き、前者の理論を覆すほどの強靱さに欠けていることがたびたび指摘されている。

オバマ大統領が広島演説で指摘したように、人類は「科学の力により生み出した核時代を終焉に導くための英知をまだ創出できていない」状況にある。これは、自らが作りだした軍事力によって人類は身動きがとれなくなっている姿でもある。この点では人類は病んでいるとの認識が必要である。私が所属する核戦争防止国際医師会議(International Physicians for the Prevention of Nuclear Wars [IPPNW] 1985年ノーベル平和賞)では、核抑止論の蔓延を疫病(Pandemic)の流行として擬人化している。

人間あつての国家(国民国家)であり、核抑止により都市(すなわち人間)を標的とする核兵器の照準は、すなわち人間にも照準が合わされていると認識すべきである。その即時(Alert)体制がいかにも人類の生存のリスクを高めているか、今や全人類が自覚すべき時である。そこでは市民社会の一員である科学者の責任も問われる。核兵器は科学者が作り出し、科学者が協力しなければその維持はできない兵器である。科学者の目覚めが必須であり、科学者が一般市民と連帯することが重要である。ノーベル賞受賞の物理学者(アインシュタインや日本の湯川秀樹博士)が立ち上げたパグウォッシュ会議(1995年ノーベル平和賞)は科学者の責任をこれまで強く訴えてきた。

最後に市民社会の責任も考えなければならない。世界の指導者であるそれぞれの国の政治家を選ぶのは最終的には市民である。米国のような核兵器国において核抑止論を市民の過半数が承認または黙認する状況からは、核抑止論を超

越し人間の安全保障の観点を上位に置いて、政治決断をする政治指導者は生まれにくい。日本の現状もこれに当てはまる可能性がある。米国の拡大抑止力に対中国および対北朝鮮の核攻撃抑止を期待する国民が過半数を越えている可能性がある。

5. 非人道（非核兵器国）側と核抑止政策（核兵器依存国）側の共同作業こそ人類の英知

状況は切迫している。この12月国連総会で決議されると、核兵器禁止条約を目指す法的枠組みの多国間協議が2017年に2回行われる。したがって、非核兵器国が多数決で押し切ると、一定の形の核兵器禁止条約が成立する可能が出てくる。反対派である核兵器国・拡大抑止依存国（日本・NATO諸国）およびオーストラリアなどの非人道性と核抑止政策両立派がどの程度会議に出席するかは未だ予見できないが、少なくとも日本政府は出席を公表している。

両派の亀裂を緩和させなければならない。そのために歩み寄りが必須である（妥協）。核兵器国の出席と核兵器禁止条約へのプロセスに対する一定の理解を引き出す必要がある。この場合、核なき世界を目指すという究極の目標は両派とも共有している事実のあることが重要である。

核兵器国側が主張しているステップ・バイ・ステップで核抑止政策の必要度を低減していくプロセスに人道派も理解を示す必要がある。核兵器禁止条約成立に向かう政治力学の中で、両派の協議に交渉のコアを置く必要がある。米国などが主張してきた、ステップ・バイ・ステップの各段階（CTBT、FMCT、核拡散など諸課題の解決）の最も有効かつ迅速な方策をとともに追究する。ここで核兵器国派にも非人道派にもNPT条約の第6条の真摯な実行が求められる。

また核抑止政策における核兵器の役割の低減も具体的に話し合うべき大きなステップとなる。ここでは非人道性を深く理解する被爆国日本が核の先制不使用などの低減策を提案していくなど、いくつもの交渉アイテムが考えられる。また米口間で滞っている核弾頭の相互削減交渉の再開なども核兵器国に外圧として有効かもしれない。核兵器国が世界に拡がった紛争の解決に真剣に取り組

み、国際安全保障の好転を目指すとともに、信頼醸成の確立を共通目標におけば、核兵器禁止条約の成立に向かう動きを対立ではなく、協調にギアチェンジできるかもしれない。核兵器国には非人道性のより一層の深い認識を迫り、彼らが唱える核軍縮の履行、CTBT 批准の貫徹、FMCT 条約の実現などをタイムテーブルに載せていくことは、市民社会が考える、まずは規範の確立を先行させる考え方に一見対立をもたらすかに見えるが、規範の確立後に核兵器国を取り込み、さらに種々のプロセスを協議することの困難さを考えれば、大きな視点からは、両派の考えは同じ方向性に収斂していくのではないだろうか？

その交渉のプロセスにこそ人類の英知の発揮のしどころがあるのではないか？

このような観点からは、新アジェンダ連合 (NAC) が発表している核兵器禁止条約のタイプ分けが重要な意味を持つ。それらは、1. 検証制度まで含む完全な核廃絶を一気に目指す包括的核兵器禁止条約 (Comprehensive Nuclear Convention)、2. 開発から使用、威嚇までを先行禁止する核兵器禁止先行条約 (Nuclear Weapon Ban Treaty)、3. NPT を中心に、CTBT、FMCT など核兵器の諸禁止事項を包括したフレキシビリティのある枠組み合意、4. 1～3の混合型である。このうち3の枠組み合意が最も核兵器側との交渉において力を発揮すると思われる。フレキシブルに種々の取り決めをタイムテーブルを協議しながら設定するやり方を採用できる。これは核兵器国側のいうステップ・バイ・ステップとほとんど変わらないような時間差をもうけつつ段階的に禁止条約の実現をもたらすのではないだろうか？ 日豪両政府によってまとめられた核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (ICNND) の報告書には短期、中期、最終段階の長期的タイムテーブルが示されている。そこに緩やかな形で核兵器禁止条約の成立を核兵器国側が承認するというぎりぎりの交渉が行われることが、交渉の最大の山場となるであろう。

まとめ

2017年は人類にとってきわめて重要な核兵器廃絶をめぐる最大の分岐点にな

ることが予想される。人間の安全保障の完全確立の前提として、核兵器禁止条約の成立をいかにして核兵器国と非核兵器国が信頼を醸成しながら、人類的英知を傾けて共同作業によって実現するかが問われている。唯一の戦争被爆国の日本が果たすべき役割は限りなく大きくかつ重要である。